

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-03-01		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	私立保育園に対する施設整備助成事業		部課名	子ども家庭部保育課		課長名	野村
			担当者名	新沢		内線	3821
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-14-01	私立保育園施設整備事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	昭和 58	（ 1983 ）	年度	根拠	荒川区保育所等整備交付金等補助金交付要綱		
終期設定	☒ 有 ☐ 無	（ ）	年度	法令等	等		
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上				
目的	私立保育園が、新規開設のための施設整備、施設の老朽化や新たな保育需要に対応するための改修等を行うにあたり、その費用の一部を区が助成することにより、施設の拡充・充実を図り、児童福祉の向上を図る。 ※平成13年度のみ、耐震補強のための設計及び工事に要する費用についても補助対象とした。						
対象者等	私立認可保育園運営事業者						
内容	- 荒川区私立保育所施設整備費補助要綱 建物及び付帯設備の改修工事後、一定年限を経過して、改修工事が必要となったもの（但し補助対象経費が200万円以上で国の補助対象とならないもの） - 荒川区私立保育所開設費補助要綱 国または都の補助の対象とならない保育所を新規開設する事業者 - 荒川区保育所等整備交付金等補助金交付要綱 国・都補助金を活用した保育所の創設、増築、改築、大規模修繕等を行う事業者 - 荒川区賃貸物件による保育所改修費等支援事業補助金交付要綱 国・都補助金を活用した賃貸物件による保育所の新設、定員拡大を行うための改修を行う事業者 - 荒川区自己所有物件による保育所整備事業補助金交付要綱 東京都マンション等併設型保育所設置促進事業を活用した、自己所有物件で保育所設置を行う事業者						
経過	1 耐震補強設計及び工事 H13：子供の家、至誠会第二保育園 2 私立保育所開設補助 H22：南千住駅前保育所 3 保育園舎創設等補助 H24：ドン・ボスコ（～H25増改築） H25：にじの樹（創設） H26：町屋（創設）、至誠会第二（～H27増改築） H28：にじの森、東日暮里わんぱく（創設） H29：聖ローザ（～H30創設） H30：日暮里（創設） R1：小台橋（創設） R2：聖華ひなた（創設） 4 賃貸物件改修 H23～H26：4件 H27：あい・あい新三河島 H28：キッズあおぞら、小台ここわ、ういず町屋（～H29） H29：日暮里きらきら、ういず南千住駅前、まなびの森町屋、あい・あい西日暮里 H30：GK町屋、まなびの森西日暮里 R1：ヒノキ材東尾久、まなびの森三河島、ムスワんぱく、R2：大空と大地のな～さりい、ラジエター、R3：さくらさくみらい西日暮里 5 自己所有物件 H25：ぼけっとランド南千住瑞光（創設） 6 小規模保育 H28：かんかんもり H30：フレンズ、ハロフレンズ（グループ型から移行）						
必要性	運営費収入以外の収入がほとんどない保育園運営において、待機児童解消のための新たな施設整備費や老朽化した施設の改修費を区が一部負担することは、区に保育の実施義務があり、区立園と同程度の保育環境を維持することからも必須である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 交付申請→交付決定→（変更交付申請→変更交付決定→）実績報告→確定→請求→支払い						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）	
①	新規開設園数	4	4	4	3	0	
②							
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度		4年度					
重点的に推進	重点的に推進	待機児童の解消や保育環境の整備を図るため、重点的に推進する。					

(単位：千円)

備考	行政費用の9割以上を私立保育園施設整備のための建設や賃料等に対する補助費等が占めている。また、行政収入のうち、国庫支出金及び都支出金の減少は保育所整備数の減少に伴う補助の減少によるもの、その他の増加は、タムスわんぱく保育園荒川の土地賃借料等の賃料収入の増によるものである。
問題点・課題	地域ごとの待機児童数等から、地域別の保育需要を把握し、需給のミスマッチが生じないよう保育施設の整備を進める必要がある。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	東日暮里六丁目、西尾久四丁目の 新園整備など、引き続き待機児童解 消に向けた保育施設整備に取り組 む。	東日暮里六丁目、西尾久四丁目の 新園整備など、待機児童解消に向け た保育施設整備に取り組んだ。	西日暮里地域での新園整備に向 けた調整や西日暮里四丁目の新園 整備など、待機児童解消に向けて 保育施設整備に取り組む。
②			
③			
他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要旨)	平成29年11月会議 今後の保育園増設の必要性和新年度の待機児童解 令和元年6月会議 認可園の増設、質の確保、職員の処遇改善について		

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-03-02		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	私立保育園運営費補助		部課名	子ども家庭部保育課	課長名	野村	
			担当者名	雨宮、小川	内線	3828 3844	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-13-01	私立保育園補助					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 56	（ 1981 ）	年度	根拠	荒川区私立保育所の入所児等に対する助成要綱		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	等		
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上				
目的	私立保育園の入所児童及び従事職員の処遇改善のため、これに要する経費を補助することにより、児童福祉の増進及び私立保育園の公共性、安定性の向上を図る。補助の基本的な考え方は、区立保育園と私立・公設民営保育園の保育内容が同一水準に維持するのに必要な費用を区が単独で補助するもの。公設民営保育園については、同一補助内容を委託料に計上している。						
対象者等	区内私立保育園（39園）及びこども園（1園）、地域型保育事業（6園）を対象に補助。						
内容	○荒川区私立保育所の入所児等に対する助成…建物及び設備補修・嘱託医手当・特別配置保育士採用・業務委託・延長保育・蔵書充実等に対する園の支出に対する補助 ○保育士等キャリアアップ補助金…国基準以上に保育士等の給与引上げを行う事業者への補助 ○保育サービス推進事業補助金…アレルギー児対応・外国人児童等への対応に対する補助 ○宿舍借上げ支援事業補助金…職員宿舍の借上げを行う事業者に対する補助 ○保育所等賃借料補助金…公定価格の賃借料加算対象園に対し、基準額を限度として公定価格との差額分を補助 ○定期利用保育補助金…定期利用実施園に対する補助 ○居宅訪問型保育事業補助金…実施事業者に対し、保護者が負担する交通費等の一部を補助						
経過	S56年度 荒川区私立保育所の入所児等に対する助成 H8年度 改築費補助 H27年度 保育士等キャリアアップ補助金、保育サービス推進事業補助金開始 H28年度 保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金開始 H29年度 保育所等賃借料補助金開始、定期利用保育補助金開始 R元年度 幼保無償化に伴う区独自の副食費助成開始 R2年度 居宅訪問型保育事業補助金開始						
必要性	国基準や都の加算に含まれていない、または不足する費用についての補助であり、一定の保育水準を保つためには重要である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 各園毎に実施予定、実績等を確認したうえで概算払い等で支払った後、実績確認を行い精算する。						
指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）	
①	月平均在籍児童数（区内私立園）	2,517	2,888	3,085	3,256	3,434	入園児童数（年度累計）／12月
②	在籍率（％）	89.4	91.4	91.4	90.7	91.7	月平均在籍児童数／実施定員
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
重点的に推進	重点的に推進	待機児童の解消や保育環境の整備を図るため、重点的に推進する。					

(単位：千円)

行政費用のうち9割以上を私立保育園等の従事職員や施設修繕等への補助金にあたる補助費等が占めている。なお、令和2年度は私立保育園4園が新たに開設(うち1園は公設民営からの民設民営化)したことにより、元年度と比べて補助費等が増加した。

安定した保育運営のために本事業（制度）を継続するが、各園の事務作業の軽減のため、補助項目の統合等についての検討を必要とする。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	保育園の手続の簡素化・負担軽減 を検討し、実施に至るよう努める。	事務手続が円滑に進むよう、依頼 時に今後の予定を示した。	引き続き、保育園の事務手続の 簡素化・負担軽減を検討する。			
②						
③						
他 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（ 実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区 ） 23区が各々独自の基準を設定している。					
議 会 質 問 状 況						

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-03-03		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	病児・病後児保育事業費		部課名	子ども家庭部保育課	課長名	野村	
			担当者名	田村	内線	3844	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-15-01	病児・病後児保育事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 13	（ 2001 ）	年度	根拠	荒川区病後児保育事業補助要綱、都病児・病後児保育事業実施要綱		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	01	多様な子育て支援の展開				
目的	病気回復期には至らないが当面の症状急変が認められない児童または病気回復期にあるが保育園にはまだ通えない児童等を保育園内の専用室で保育し、長期間の看護休暇を取得しづらい保護者の育児・就労を支援する。						
対象者等	①区内在住で保育園等に通う満1歳以上の児童 ②病気（症状が軽度であり入院治療の必要がない場合）または病気の回復期にある児童 ③保護者の勤務、病気、出産等で保育園や家庭で保育をすることが困難な者等						
内容	1 上智厚生館保育園・南千住駅前保育所・至誠会第二保育園に専用の保育室を設置し、次の内容の体制を整備する。 ① 安静室、調乳室、保育室等国補助基準を満たす設備。常勤看護師1名及び保育士1名を配置。定員は4名。原則として1回の利用で7日間まで。 ② 対象となる疾病等は、感冒、消化不良症等乳幼児が日常罹患する疾患や骨折等の外傷性疾患。 ③ 料金は1日ごとに「利用料2,000円、給食費300円」を実施園に支払う（区民税非課税世帯及び生活保護世帯は利用料無料。） ④ 利用当日に持参する医師連絡票は、保険診療扱いとなり、子ども医療費助成制度により保護者の自己負担なし（19年9月より） 2 令和元年10月から開始された幼保無償化制度の対象事業であり、要件を満たせば利用料（給食費300円は対象外）が無償となる。						
経過	- 平成14年1月上智厚生館保育園において病後児室開設（実施計画上平成14年度開始予定を前倒し実施）。 - 平成24年10月1日南千住駅前保育所において病後児保育室開設。 - 平成26年4月1日上智厚生館保育園において病児の受入れを開始し、病児・病後児保育室となる。 - 平成27年4月1日新制度施行に伴い、幼稚園等に通所中の満1歳以上の児童の利用開始。 - 平成29年4月1日至誠会第二保育園において病後児保育室開設。 - 令和元年10月1日幼児教育・保育の無償化が開始。						
必要性	病児・病後児の看護や保育が困難な保護者にとって、本事業は非常に意義があり、子育てと就労の両立支援の面からも、必要性が高い。						
実施方法	（ 2—部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 通園している園に申し込み → 保育課で登録 → 前日までに実施施設に予約 → 当日、病状通知書を持参 → 利用終了後、実施施設から区に利用報告						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	
	① 利用率（％）	25.3	20.7	5.3	5.3	40.0	延べ利用日数／延べ受入可能数
	② 登録率（％）	19.5	20.3	20.5	20.5	20.0	登録児童数／対象児童数
	③						
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
3年度		4年度					
重点的に推進	重点的に推進		保護者の子育てと就労の両立をさらに支援するため、重点的に推進する。				

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用のうち9割以上を事業実施園への委託料にあたる物件費が占めている。

本事業を広く周知することにより、育児への不安を和らげる効果が期待できる。
28年度より、幼稚園等に通う児童も利用できるよう対象を拡大したが、幼稚園等に通う児童の登録は未だ少女であり引き続き事業の周知を図る必要がある。
新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に十分配慮して事業を実施していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	育児への不安を和らげるよう、事業内容の周知を積極的に行う。	新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分配慮しながら、事業内容の周知に努め、事業を実施した。	引き続き、事業について広く周知していく。新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮して事業を実施していく。
②			
③			
他区の実施状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会(要旨)質問状	平成22年3定 平成26年予特 平成26年11月会議 平成27年2月会議 令和元年決特 南千住地域に病後児保育施設を開設すべき 病児保育について 区内各施設に病児・病後児保育施設を整備すべき 幼稚園等に通う子ども病児・病後児保育を利用できるようにすべき 病児・病後児保育を拡充すべき		

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-03-04		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	区立保育園事務費		部課名	子ども家庭部保育課		課長名	野村	
			担当者名	池ノ谷、車田		内線	3823・3828	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-01-01	事務費（1次分）						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	昭和 36	（ 1961 ）	年度	根拠	児童福祉法等、地方自治法244の2、荒川区			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	保育所運営費等補助要綱			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上					
目的	区立（公設公営）保育園の良好な環境を維持し、在園児の健康で安全な保育園生活を確保する。							
対象者等	区立（公設公営）保育園12園							
内容	区立（公設公営）保育園の管理、運営のために必要な経費を支出する。 ・会計年度任用職員（3年4月1日現在）（1）旧非常勤職員①給食指導員1名 ②保育相談専門員2人 ③保育嘱託員20名（地域交流、延長保育） ④嘱託医12人 ⑤保育園栄養士13人 ⑥用務1人 ⑦事務2人（2）旧パート237人 ・0歳児保育実施園 三河島、荒川、第二南千住、西日暮里、第二東日暮里、原、荒川さつき、ひぐらし H29開始：熊野前 ・産休明け保育実施園 第二南千住、ひぐらし H20開始：さつき ・延長保育実施園 H20から全園開始 ・保育用品（消耗品・備品）等の購入・リース ・紙おむつ自園処理 H31.1から全園開始							
経過	H11末 南千住地区再開発に伴い汐入保育園閉園→代替園汐入とちのき保育園 H14 産休代替等保育士を常勤（一部不足分をパート対応）から非常勤に変更 H17 延長保育対応職員を常勤から非常勤に変更（第二南千住除く） H18 第二南千住も延長保育を非常勤化、第三者評価（9園） H19 いきいき体操教室（10回×15園） H20 在宅育児支援のため子育て支援相談専門員2人配置、保育相談専門員1人増 保育園お助け隊事業開始（茶道指導、お話の会、遊び指導、簡易修理などボランティア） H21 保育士研修講師謝礼等計上 H22 子育て支援相談専門員を児童青少年課に移管 H23.4～ 南千住保育園に指定管理者制度を導入 H27.4～ 町屋保育園を民設民営化 H31.4～ 東日暮里保育園を民設民営化							
必要性	区立（公設公営）保育園の良好な運営を維持するために必要不可欠なものである。							
実施方法	（ ☒ 直営 ） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）	
	① 保育園数（園）	13	12	12	12	11		
	② 実施定員（人）	1,476	1,346	1,343	1,344	1,271		
③ 保育実施率（%）	96.2	97.0	96.2	96.3	98.0	延べ在籍園児数／延べ実施定員		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
推進	推進		公設公営保育園の保育環境のさらなる充実を図る事業であるため、推進する。					

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤職員報酬	84,838	報酬	会計年度任用職員報酬	361,895	報酬	会計年度任用職員報酬	468,869
共済費	非常勤職員共済費	11,272	給料	会計年度任用職員給料	3,812	給料	会計年度任用職員給料	5,095
賃金	代替職員、11時間特例パート	220,638	職員手当等	会計年度任用職員期末手当等	67,068	職員手当等	会計年度任用職員期末手当等	82,039
報償費	講師謝礼・委員会報酬等	3,182	共済費	会計年度任用職員共済費	14,596	共済費	会計年度任用職員共済費	16,831
旅費	職員旅費等	202	報償費	講師謝礼・委員会報酬等	1,875	報償費	講師謝礼・委員会報酬等	4,134
需用費	光熱水費、消耗品等	65,939	旅費	職員旅費等	3,635	旅費	職員旅費等	7,972
役務費	ごみ処理券等	13,885	需用費	光熱水費、消耗品等	72,341	需用費	光熱水費、消耗品等	75,374

備考	行政費用のうち、給与関係費と物件費は、会計年度任用職員制度への移行による人件費の計上科目変更のため差額が生じた。また、行政収入のうち、使用料及び手数料は、新型コロナウイルスによる休園等に係る保育料減免のため差額が生じた。その他の収入は、主に保育園受託収入や延長保育料である。
問題点・課題	①効率的な管理運営方法の検討 ②ニーズを踏まえた保育サービス内容の検討

問題点・課題の改善策									
		令和2年度に取り組む 具体的な改善内容			令和2年度に実施した 改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容	
①	消耗品及び備品の購入について、可能な限り、簡素かつ効率的に事務処理できるよう検討を進める。				消耗品及び備品の購入について、各園からの注文票データを改良することで発注業務を円滑に行い、事務改善につなげた。			消耗品及び備品の購入について、更なる効率的な事務処理方法を検討する。	
②	園長会等を通じて、保育環境の整備やサービスの充実に必要な物品等の購入やリースを進める。				新型コロナウイルス対策用の消耗品について、園長会や副園長会を通じて保育園と連携を図り、必要な物品を可能な限り調達した。			引き続き、保育園と連携を図りながら、必要な物品を調達することで、適切な保育環境の維持・向上に努める。	
③									
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）								
議会質問状況（要旨）									

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-03-05		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	区立保育園給食運営費		部課名	子ども家庭部保育課		課長名	野村
			担当者名	石毛		内線	3824
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-02-01	給食運営費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	昭和 36	（ 1961 ）	年度	根拠	児童福祉法第45条（児童福祉施設の最低基準）		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上				
目的	入所児童に対し給食を提供することにより、適切な栄養の摂取を通じて、園児の健やかな成長と健康な保育園生活を確保する。						
対象者等	区立保育園園児						
内容	●令和3年度職員数 会計年度任用栄養士13人(12園+保育課1) ●12園各園で調理する給食に必要な食材等の購入 ●給食調理業務の委託 ●用務業務の委託（R1～西尾久保育園、R3～荒川・西日暮里保育園、R4東尾久保育園） ●平成30年度以降 女子栄養大学岩間名誉教授及び管理栄養士による給食調理の実際の作業内容について評価検証を継続して行っている。						
経過	平成18年4月	食育の推進、アレルギー代替食の強化、給食内容の充実を図るため、非常勤栄養士の配置と給食調理業務の民間委託を実施（三河島・ひぐらし）					
	平成19年4月	委託実施予定の2園（原・さつき）は入札不調。未実施。（三河島・ひぐらしは継続）					
	平成20年4月	平成19年度入札が不調であった2園（原・さつき）及び3園（第二南千住・第二東日暮里・熊野前）において給食調理業務の民間委託を実施					
	平成21年4月	荒川、西日暮里保育園において給食調理業務委託実施					
	平成22年4月	東尾久、町屋保育園において給食調理業務委託実施					
	平成23年4月	西尾久保育園、しおいり保育室において給食調理業務委託実施					
	平成24年4月	東日暮里、西尾久みどり保育園において給食調理業務委託実施（全園業務委託実施）					
	平成25年4月	しおいり保育室認可化及び民営化					
	平成27年4月	町屋保育園民営化 平成31年4月 東日暮里保育園民営化					
必要性	保育園に義務付けられている園児の給食に要する費用であり、必要性は高い。						
実施方法	☒ （2一部委託） ☐ （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 各園において調理する。零歳児保育実施園の場合、離乳食（月齢により1回または2回）、乳幼児用（昼食・おやつ）を調理する。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 給食業務民間委託園数	13	12	12	12	11	平成24年度全園委託完了
	② 1人あたり平均単価（月額）	7,007	6,734	6,104	7,560	7,500	給食賄費÷3月1日現在在籍児童数÷12
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
推進	推進	食育の推進、アレルギー対応、給食内容の充実を図る事業であるため、推進する。					

(単位：千円)

備考	行政費用のうち9割以上が、区立保育園の給食に係る材料費や調理業務委託料にあたる物件費で占められている。なお、行政費用の物件費は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による臨時休園の影響により、給食賄費が減少したため、差額が生じている。
問題点・課題	・委託環境の整備。 ・大量調理施設衛生管理マニュアルに準じた衛生管理と円滑な給食運営が課題。 ・安全な給食作りのための改善課題：給食室の老朽化による補修、調理機器が耐用年数を超えていて買い替えが必要。

問題点・課題の改善策									
		令和2年度に取り組む 具体的な改善内容		令和2年度に実施した 改善内容および評価		令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	各園会計年度任用栄養士の適正配置を維持し、安全な給食を提供する。			栄養士の育休や退職等に対応するため、迅速な採用手続きを進めるなど、適正配置を維持し、安全な給食を提供した。				各園会計年度任用栄養士の適正配置を維持し、安全な給食を提供する。	
②	委託業者の巡回指導内容や園での日々の運営について、保育課の巡回指導を強化し、より早い状況把握と改善に努めていく。			全園の巡回指導を行い、問題点や修理が必要な場所等について、課内で共有し、改善に向けて対応した。				委託業者の巡回指導内容や園での日々の運営について、保育課の巡回指導を強化し、より早い状況把握と改善に努めていく。	
③	アレルギー児食の対応の代替食等について、新たに導入した栄養管理ソフトを活用し、さらに充実した献立管理を行う。			小麦粉・卵・乳製品を使用しない献立やおやつレシピを新たに追加するなど、充実した献立管理を行った。				アレルギー児食の対応の代替食等について、さらに充実した献立管理を行う。	
他区の状況	（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区） ※令和元年度実績 （委託未実施区）中央、世田谷、葛飾								
議会（要旨）質問状況	平成17年四定 保育園給食の民間委託について新年度の実施を中止すべき 平成18年一定 保育園の給食調理業務委託反対 平成18年四定 直営給食調理を存続させること								

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-03-06		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	地域活動事業費（区立保育園）		部課名	子ども家庭部保育課		課長名	野村	
			担当者名	中野		内線	3823	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-03-01	地域活動事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 2	（ 1990 ）	年度	根拠				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	II	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	保育園内はもとより、地域との交流を深めることを目的とし、高齢者等との世代間交流や家庭で保育している保護者等への育児講座など、地域の需要に応じた幅広い活動を推進する。区立園12園で実施（子育て交流サロン実施園1園含む）。（私立保育園分は、私立保育園扶助費に計上・公設民営分は運営委託費に計上）							
対象者等	個人 在宅で育児をしている地域の親子 団体 特別養護老人ホーム・地域やサービスセンターお年寄りの会							
内容	・各保育園にて、地域の家庭保育児及びその保護者との交流を年間計画を策定して実施している。また保育園行事への招待を行っている。 その他、各保育園で地域の乳幼児及びその保護者を対象に次のような子育て支援事業を行っている。 ・育児・子育て相談 育児や子育てに関わる悩みや不安について保育園の園長・看護師・栄養士が相談を受ける。（身体測定、離乳食の相談等も行っている） ・園庭開放、砂場開放、水遊び場の提供 ・地域交流 地域の乳幼児が安心して遊び、その母親同士の交流もできるよう、月1回から4回程度、定期的に園の行事やさまざまな交流活動の場に参加できるよう計画を立てている。 ・高齢者との世代間交流として、地域の特別養護老人ホームや在宅高齢者通所サービスセンターと連携し、園の行事への招待や施設に出向くなど、年2～3回程度、子どもたちと高齢者との交流を行っている。							
経過	・平成17年度から区立園の在宅育児支援を充実させるため、地域交流事業で使用する玩具・教材等購入費を計上し、全園で積極的な事業展開を図る。 ・平成19年度から蔵書増進計画を実施。（3カ年計画） ・平成24年度から毎年5園ずつ児童1人につき1,000円の予算を措置し、蔵書の充実を図る。 ・平成28年度から毎年4園ずつに変更する。							
必要性	保育園が地域に開かれた存在であるために、地域の高齢者、小中学生、高校生等との各世代間交流や在宅育児支援などの事業が必要である。							
実施方法	（ ☒ 直営 ） （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	在宅育児支援参加人数	11,113	4,711	3,000	3,500	5,000	新型コロナウイルス感染症の影響により開始時期を遅らせている
	②	1園あたり月平均参加人数	71	37	15	40	40	令和元年以降、上記の影響で参加人数が減る見込み
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
推進		推進	在宅育児支援策として必要な事業であるため、推進する。					

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用は玩具や保育教材等の購入費用にあたる物件費が占めている

保育園の機能を活かし、一層充実した子育て支援となるよう、子育てに関する話や相談・アドバイスができる環境を提供していく必要がある。また母親同士の交流の拠点としての役割を果たす。

コロナの収束後は職員が外に出向き、園内の地域支援の情報を積極的に発信し、利用頻度を高めていく。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	保育園職員の専門性を活かして、利用者に応じたきめの細かい子育て支援・相談の対応を積極的に行っていく。	新型コロナウイルス感染症対策のため、育児の悩みを共有できる相談対応などを丁寧に行った。	保育園職員の専門性を活かした在宅育児広場の更なる充実と共に、職員が外に出向き広く周知し支援内容の拡充を図る。
②	子どもが多様で豊かな環境の中で経験を積めるよう、世代間交流を及び、地域との交流を一層推進していく。	新型コロナウイルス感染症対策のため対面での交流は中止となったが、園児の絵画を老人福祉施設に展示するという交流を行った。	コロナ収束後は園児がより豊かな経験を積めるよう、地域との交流事業の一層の推進を図っていく。
③			
他区の実施状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会(要旨)	平成26年11月会議 高齢者と子どもたちの交流推進		

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-03-07		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	営繕費（区立保育園改修費）		部課名	子ども家庭部保育課	課長名	野村		
			担当者名	伴場	内線	3821		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-04-01	営繕費（1次分）						
	01-04-02	営繕費（2次分）						
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	昭和 36	（ 1961 ）	年度	根拠	児童福祉法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上					
目的	区立保育園建物・設備の改修、修繕を行うことにより、良好な保育環境を維持し、園児の安全な保育園生活を確保する。（私立園は扶助費に含まれる。）							
対象者等	区立12園、公設民営7園在園児							
内容	●実績（主な建物・設備の改修のみ） 24年度 東尾久（プール及び園庭全面）第二東日暮里（プール）～26年度 25年度 第二南千住（受水タンク撤去及び給水管直結）ひぐらし（2階排水管）熊野前（受変電設備） 26年度 東日暮里（1階保育室配水管） 27年度 第二南千住（空調設備）西尾久（屋上防水）東尾久（給排水）熊野前（給食リフト） 28年度 荒川（受変電設備その他）熊野前（0歳児室等設置） 29年度 ひぐらし（GHPエアコン）第二南千住（外階段） 30年度 西日暮里（ブロック塀） 31年度 荒川（プール、ブロック塀及び園庭） R2年度 第二南千住（屋上フェンス） R3年度（予定）西日暮里（屋上防水・階段室壁撤去及び防火設備設置）南千住さくら（空調設備）							
経過	●リニューアル工事の経過 17年度 東日暮里保育園リニューアル及びアスベスト除去工事 18年度 東尾久保育園リニューアル工事 19年度 第二南千住保育園リニューアル工事 20年度 荒川、西日暮里、熊野前保育園リニューアル工事 21年度 荒川さつき・西尾久みどり保育園リニューアル工事 22年度 南千住保育園改築 25年度 三河島保育園給排水管工事を伴うリニューアル工事 28年度 原保育園リニューアル工事							
必要性	建築後、30年以上経過している建物がほとんどであり、適切な補修をし、良好な保育環境を維持する必要がある。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 工事のうち小額改修（130万円未満）については、迅速に対応するため課直接執行。その他の工事は営繕課に執行委任。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値（8年度）
	①	リニューアル工事実施率（％）	52	55	58	58	100	実施園数／区立園数(19園) 2年度は1園廃園による母数減
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
重点的に推進		重点的に推進	老朽化が進む園舎の機能の維持向上を図るため、重点的に推進する。					

(単位：千円)

備考	行政費用のうち8割以上を区立園修繕等の工事費を含む維持補修費と減価償却費が占めている。なお、行政費用の維持補修費とその他行政費用の差額については、2年度は元年度に比べて、保育園の維持補修に係る改修案件が多く、反対に投資的経費の執行に係る改修案件がなかったこと等により生じたものである。
問題点・課題	・昭和40年代の建物が多く、施設・設備とも老朽化が著しいため、計画的なりニューアル工事が必要。 ・リニューアル工事を含めた大規模な改修の場合も保育を実施しながらの作業となるため、工事日数がかかる。 ・各保育園の調理室と園庭の改修が今後の課題である。 ・一時保育や子育て交流サロンなどの専用室を必要とする在宅育児支援事業など、新たな事業に対応できる施設にする必要がある。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	区立保育園の安全かつ快適な保育環境の整備を効率的に着手していくため、適切で迅速な修繕を実施する。	快適で安全な保育環境の整備を推進して、適切な修繕を実施した。	区立保育園の安全・快適な保育環境の整備を効率的に着手していくため、適切で迅速な修繕を実施していく。
②	拠点園やリニューアル工事未実施園（第二東日暮里、上尾久等）について、計画的に改修工事を実施していく。	リニューアル工事未実施園について、計画的な改修ができるよう検討を進めた。	拠点園やリニューアル工事未実施園（第二東日暮里、上尾久等）について、計画的な改修工事を実施していく。
③	老朽化が進む調理室の改修を効率的に着手できるよう、実施時期等について園との調整を密にしていく。	老朽化が進む調理室について、修繕の範囲内で対応した。	老朽化が進む調理室の改修を効率的に着手できるよう、実施時期等について園とのコミュニケーションを密にして進めていく。
他区の 実施状況	（実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区）
議会 （要旨）			

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-03-08		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	運営委託費（公設民営保育園）		部課名	子ども家庭部保育課	課長名	野村		
			担当者名	雨宮、小川、新沢	内線	3828・3844		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-05-01	運営委託費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 46	（ 1971 ）	年度	根拠	児童福祉法、子ども・子育て支援法、地方自治			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	法、荒川区保育所条例等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上					
目的	指定管理者制度及び業務委託による保育園運営を適正にすすめることで、民間の保育園経営のノウハウを活用し、区立保育園運営を充実させ効率化を図るとともに、入所児童の安全快適な保育を確保する。							
対象者等	☒ 区内公設民営保育園（3年度7園 実施定員981名） ☐ ①上尾久保育園 ②南千住さくら保育園 ③汐入とちのき保育園 ④はなみずき保育園 ⑤南千住保育園 ☐ ⑥南千住七丁目保育園 ⑦タヤケこやけ保育園							
内容	各保育園の管理運営協定に基づく国基準運営費、国基準の上乗せとしての旧都加算基準に基づく運営費及び私立保育園と同様に区単独補助を合せた委託料を支払う。 ①国基準運営費：事業費・人件費・管理費を含む保育園運営費として国により園の運営規模別に設定された単価により算定 ②旧都基準加算運営費：零歳児保育特別対策・標準時間保育・障害児保育等の事業について、人件費等に対して加算 ③区基準：私立保育所の入所児等に対する助成金、保育士等キャリアアップ補助金、保育サービス推進事業補助金、宿舍借上げ事業補助金							
経過	保育園名 ①上尾久保育園 ②汐入とちのき保育園 ③南千住さくら保育園 ④はなみずき保育園 ⑤南千住保育園 ⑥南千住七丁目保育園 ⑦タヤケこやけ保育園	委託開始時期 平成16年4月 平成16年4月 平成16年4月 平成18年1月 平成23年4月 平成24年7月 平成25年4月	受託法人 指定管理者「社会福祉法人上智社会事業団」 指定管理者「東京都福祉事業協会」 指定管理者「社会福祉法人上智社会事業団」 指定管理者「株式会社こどもの森」 指定管理者「社会福祉法人上智社会事業団」 指定管理者「社会福祉法人東萌会」 指定管理者「社会福祉法人教信精舎」					
必要性	行財政の効率化を図りながら多様な保育需要に対応していく必要性がある。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 区と指定管理者の協定書に基づく、指定管理者による保育所の管理運営							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	公設民営保育所数	8	8	7	7	7	
	②	実施定員	1,197	1,177	1,003	981	957	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続	継続	現状の内容で継続して実施する。						

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-03-09		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	扶助費（私立保育園・他区委託保育分運営費支出）		部課名	子ども家庭部保育課		課長名	野村
			担当者名	雨宮、小川		内線	3828・3844
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-04-01	扶助費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 22	（ 1947 ） 年度	根拠	児童福祉法第24条第51条			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ） 年度	法令等	子ども・子育て支援法第27条第28条附則第6条			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上				
目的	保護者の就労等のため保育が必要な児童の保育を実施することにより、児童福祉の向上を図る。						
対象者等	荒川区の児童を保育している区内の私立保育園等及び区外の私立・公立保育園等（3年度（7月現在）私立保育園39施設、保育所型認定こども園1施設、地域型保育事業6施設）						
内容	私立保育園等及び他区委託保育園等に対し、子ども・子育て支援法に基づく委託費及び国基準の上乗せとしての旧都加算基準に基づく運営費を支払う。 ①国基準運営費：事業費・人件費・管理費を含む保育園運営費として国より園の運営規模別に一律に設定された単価により園毎に算出 ②旧都基準加算運営費：零歳児保育特別対策・標準時間保育・障害児保育等の事業について、人件費等に対して加算 （注1）他特別区、都下市町村の保育委託分について、私立園は国・都分（包括化単価のみ）とも支払うが、公立園は国分のみ支払う。都外は、条例等で特に定めがある自治体について支払う。						
経過	①仁風②ドン・ボスコ③上智厚生館④尾久隣保館⑤子供の家愛育⑥至誠会第二⑦南千住駅前（おひさま）⑧グローバルキッズ日暮里駅前⑨にじの樹⑩ぼけっとランド南千住瑞光⑪ういず東日暮里⑫グローバルキッズ東日暮里⑬町屋⑭ポポラー東京東日暮里⑮ワハ学園（H27.4保育所型認定こども園へ移行）⑯あい・あい保育園新三河島⑰コンビプラザ南千住⑱ピノキオ幼児舎南千住⑲太陽の子わかば⑳かんかんもり㉑キッズあおぞら㉒にじの森㉓東日暮里わんぱく㉔小台こころ㉕ういず町屋㉖細田保育室㉗日暮里きらきら㉘ういず南千住駅前㉙あい・あい保育室西日暮里一丁目㉚まなびの森保育室町屋㉛上智聖ローザ㉜グローバルキッズ町屋㉝日暮里㉞まなびの森保育園西日暮里㉟フレンズ㊱ハローフレンズ㊲スノードロップ㊳おはな㊴まなびの森保育園三河島 ㊵ピノキオ幼児舎東尾久㊶タムスわんぱく保育園荒川㊷小台橋㊸大空と大地のなーさりい荒川西尾久園※㊹はR3.4月開設㊺聖華ひなた保育園㊻オレンジナーサリー※㊼はR3.7月開設㊽さくらさくみらい西日暮里						
必要性	私立保育園の保育水準を区立保育園と同水準に保ち、保育の質の安定化を図る必要性がある。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 保育園に、毎月初日現在在籍者数に応じて所要額を算定し、月毎に支払う。 （私立保育園分は直接保育園へ月毎に、区外公立（委託分）は自治体へ年分をまとめて支払う。）						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	
	① 区内私立保育園数	31	39	42	46	48	認定こども園、地域型保育事業含む（各年度4月1日現在）
	② 実施定員	2,807	3,163	3,299	3,667	3,873	各年度4月1日現在
③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
3年度		4年度					
継続	継続		現状の内容で継続して実施する。				

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		2,838,703	3,273,753	4,029,161	4,973,774	5,488,425	6,170,174	6,619,629
決算額（3年度は見込み）		2,629,038	3,216,280	3,920,820	4,509,253	5,205,362	5,778,154	6,619,629
実績の推移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	区内私立在籍児延数（受託児除く）	18,523	22,784	26,689	29,915	34,742	38,504	38,772
	区外私立在籍児延数	225	317	318	290	343	290	312
	区外公立在籍児延数	156	116	85	121	130	121	120

[illegible]

勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額	
行政コスト計算書	行政費用	給与と関係費	2,816	2,776	▲ 40	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	1,407,323	2,051,177	643,854
		維持補修費	0	0	0		都支出金	608,279	867,900	259,621
		扶助費	5,205,362	5,778,154	572,792		分担金及び負担金	490,453	252,471	▲ 237,982
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	1	0	▲ 1
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	415	13,925	13,510		行政収入合計(a)	2,506,056	3,171,548	665,492
		賞与・退職給与引当金繰入額	263	425	162		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,702,800	▲ 2,623,732	79,068
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	5,208,856	5,795,280	586,424	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,702,800	▲ 2,623,732	79,068	
		特別費用(g)	166	835	669	特別収入(f)	0	0	0	
		特別収支差額(f)-(g)=(h)	▲ 166	▲ 835	▲ 669	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,702,966	▲ 2,624,567	78,399	

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	国制度等の大幅な改正にも適正な対応をとり、事業者との連携を円滑に執り行い、着実な支出処理を実行する。	国制度の改正にも対応し、適正に支出処理を行った。	支払事務の効率化を図るため、システムの導入や提出書類の見直しなどを検討する。
②			
③			

議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	平成11年三定 平成11年三定 平成14年二定 令和元年決特	三河島母の会借地問題 待機児童解消 小台橋小学校跡地について、小台保育園の代替施設として最適と考える。 運営費について
--	---	--

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-03-10		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	認可保育園事務費（区立・公民・私立）		部課名	子ども家庭部保育課	課長名	野村	
			担当者名	加藤	内線	3825	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-04-02	事務費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	昭和 22	（ 1947 ）	年度	根拠	児童福祉法第24条・第51条		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	子ども・子育て支援法		
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上				
目的	子ども・子育て支援法に基づき保育の必要性の認定を受けた児童について、児童福祉法第24条に基づき、保育を必要とする乳幼児の保育の利用調整及び実施の決定を行う。						
対象者等	認可保育園等入園申請者 （認可保育園、認定こども園、地域型保育施設）						
内容	本事業は、下記手続きに必要な申請書、納入通知書、連絡用封筒等の印刷及び事務用品等の購入を行うものである。 - 子ども・子育て支援法に基づく、保育の必要性の認定業務 - 児童福祉法に基づく認可保育園等の入所相談、受付及び利用調整事務 【入園手続】 - 申込み（入園を希望する月の前月の10日まで） - 認定・調査（担当係員による勤務先調査等） - 審査（毎月20日ごろ実施） - 面接・健康診断（内定保育園にて実施する） - 入園決定（入所承諾通知及び不承諾通知の発送） - 児童の年齢等に応じて定める保育費用の徴収						
経過	- 平成9年児童福祉法の改正により入所方法が措置から選択制へと変わる。 措置…保育の必要性を市町村長が判断し、法律に基づいた「措置権」という権限で、保育をすることと保育所を決めていた。 選択制…入りたい保育所を保護者が選んで決める。 - 平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の施行により、入所審査から利用調整となった。 - 平成14年10月から保育料の口座振替を開始。 利用率…27年12月 90%（3,965件中3,578件） 28年12月 95%（4,070件中3,853件） 29年12月 95%（4,313件中4,107件） 30年12月 95%（4,516件中4,304件） R1年12月 96%（※2,234件中2,149件）※幼児教育・保育の無償化による減 R2年12月 93%（2,152件中2,010件） - 令和元年10月から3～5歳児及び0～2歳児の非課税世帯を対象に幼児教育・保育の無償化開始						
必要性	共働き世帯の増加などにより保育需要は近年大きく高まっている。その他、様々な家庭環境により、児童の福祉の観点から保育園の担う役割も大きく、地域での子育てに必要不可欠なものである。						
実施方法	（ ☒ 直営 ） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	
	① 待機児童数	80	45	28	21	0	各年4月1日時点
	② 実施定員	5,530	5,755	5,931	6,117	6,304	各年4月1日時点
③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
3年度		4年度					
推進	推進		新たな保育制度への対応及び保育の量並びに質の向上を図るための事業であるため、推進する。				

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		3,365	3,614	3,843	4,237	15,805	5,121	5,019
決算額（3年度は見込み）		2,613	2,356	2,878	3,177	14,084	4,201	5,019
実績の推移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	定員児童数（4月）	4,725	4,948	5,215	5,530	5,805	5,931	6,117
	入園申込み者数（4月）	1,344	1,483	1,609	1,525	1,466	1,398	1,367
	新規入所児童数（4月）	1,041	1,077	1,189	1,248	1,206	1,155	1,126
	収納率＝収入済額÷調定額	99.40%	99.37%	99.39%	99.43%	99.51%	82.89%	99.51%

予算・決算の内訳

令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	事務用品、印刷費	1,167	需用費	事務用品、印刷費	1,040	需用費	事務用品、印刷費	1,013
役務費	通信費、収納手数料	1,353	役務費	通信費、収納手数料	1,231	役務費	通信費、収納手数料	1,813
委託料	入所選考システム導入業務委託等	11,526	委託料	入所選考システム保守委託等	1,930	委託料	入所選考システム保守委託等	2,193
備品購入費	指静脈認証装置	38						

(単位：千円)

勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額	
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	78,165	76,924	▲ 1,241	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	14,084	4,201	▲ 9,883		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	9	0	▲ 9
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	9	0	▲ 9
		賞与・退職給与引当金繰入額	7,289	11,775	4,486	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 99,529	▲ 92,900	6,629	
		其他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	99,538	92,900	▲ 6,638	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 99,529	▲ 92,900	6,629	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 99,529	▲ 92,900	6,629		

備考

本事業は、入園相談等の相談調整業務が主であるため、行政費用のうち約7割を職員の人件費等に当たる給与関係費が占めている。物件費については、令和元年度は入所選考システムの導入経費が発生したが、令和2年度からは保守経費のみとなったため、差額が生じている。

問題点・課題

- ・地域の保育ニーズを踏まえた待機児童対策と定員設定
- ・社会情勢や保護者のニーズを踏まえた利用調整の実施
- ・保育料滞納の対策

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	令和2年6月に1園、令和3年度に3園の認可保育園の開設を予定している。	令和2年6月に1園の認可保育園を開設した。	令和3年4月に2園、7月に1園の認可保育園の開設を予定している。合わせて、地域の保育ニーズに合わせた定員設定を図っている。
②	引き続き、保育料滞納対策を強化していく。	居所不明な滞納者の所在調査や居宅への訪問催告などの保育料滞納対策を強化した。	引き続き、保育料滞納対策を強化していく。
③			

他区の実
施状況

(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
------	----	---	-----	---	---	----	---	----

議金質問狀
況（要旨）

平成28年度9月会議	「来年四月の保育園入園希望者の想定と待機児童ゼロを実現のための対策の強化」
平成28年度2月会議	「保育園待機児の緊急対策とより良い保育について」
平成29年度9月会議	「さらなる子育て支援の拡充について」
平成29年度2月会議	「待機児童解消に向けた保育園の拡充」 「入園決定通知書の早期發送」

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-03-11		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	家庭福祉員事業		部課名	子ども家庭部保育課		課長名	野村
			担当者名	上條		内線	3822
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-11-01	家庭福祉員事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 54	（ 1979 ）	年度	根拠	都家庭的保育事業等実施要綱、区家庭福祉員制度運営及び運営費補助金交付要綱		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上				
目的	親子関係と可能な限り同様の家庭環境での保育を望む保護者のために、生後3か月以上3歳未満の乳幼児を対象に保育を行うことにより、児童の福祉向上を推進することを目的とする。						
対象者等	家庭福祉員 令和 2年4月1日現在 21名（休業中の1名を除く） 令和 3年4月1日現在 18名（休業中の2名を除く） 家庭福祉員を利用する保護者						
内容	就労等のため保育を必要とする家庭に代わって、生後3か月以上3歳未満児を対象に、区の認定した家庭福祉員が家庭的な環境の中で、保護者の委託を受けて保育を行う。（保育料：0歳児月25,000円、1～2歳児月20,000円等） ・補助内容 児童補助・施設管理費・賠償責任保険料・補助者雇上補助・期末援助費・環境整備費・自主研修費 ・乳児3：家庭福祉員1の保育は家庭福祉員によっては困難であり、14年度から乳児2：家庭福祉員1の制度も設定して増員を図る。 ・平成14年度から児童補助1人当たり月70,600円から85,000円に増額し、家庭福祉員の増員を図る。 ・平成20年度から第3子以降の委託児につき保育料等について、要綱上で無料とした範囲において、全額を補助し、保護者の負担軽減を図る。また平成24年度から認可保育園保育料との差額を補助。						
経過	・昭和54年から区事業として開始（都は昭和44年に要綱を制定） ・児童福祉法改正により、家庭的保育事業として法内事業となる。（平成22年4月施行） ・令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始						
必要性	地域における保育サービスの一翼を担っており、家庭的な環境下での保育という特色あるサービスを提供していることから、必要性は高い。						
実施方法	（ ☒ 直営 ） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 保護者の委託申請を受け、区での審査を行い、保育の必要性があると認められた場合に紹介状を発行する。その後、保護者と家庭福祉員との間で直接契約を締結する。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）	
	① 保育実施率（％）	81.9	78.0	80.0	75.0	100.0	延べ保育実施数/延べ保育定数
	② 家庭福祉員数（人）	26	23	22	18	30	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度		4年度					
推進		推進		待機児童の解消を進めていくうえで重要な保育資源であり、推進する。			

(単位：千円)

備考	行政費用のうち9割以上を家庭福祉員への運営補助金にあたる補助費等が占めている。 行政費用及び行政収入の差額については、2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による委託児童の減少や、保育料の減免補助、感染症対策の物品購入費等の補助を行ったこと等による。
問題点・課題	・地域ごとの需給バランスを踏まえて、新規の家庭福祉員を募集する必要がある。 ・家庭福祉員の孤立感の解消、負担軽減を図るため、近隣の保育園や子育て交流サロン等との連携が必要である。 ・家庭的保育事業への段階的な移行について、希望者に対し支援していく必要がある。（新制度）

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	地域別の需給バランスを踏まえ、新規の家庭福祉員の募集・認定を行う。	認定した新規ママの保育室の改善を行い、定員数の増加を提案した。	地域ごとの需給バランスを踏まえ、新規の家庭福祉員の募集・認定を行う。
②	家庭福祉員の資質向上の為、定期的に研修の周知を行い、年間18時間の受講を促していく。	Web研修等の周知を行い年間18時間の研修受講を促した。受講時間の不足した家庭福祉員へは、レポート提出で受講済みとした。	小児・乳児・新生児が対象の救命講習受講を促す。（上級救命）
③	家庭的保育事業への移行希望者が出た場合は、迅速かつ丁寧な支援を行う。	家庭的保育事業への移行希望者へ、移行に向けた案内など必要な支援を行った。（移行には至らなかった。）	家庭的保育事業への移行希望者が出た場合、移行へ向けた必要な支援を行っていく。
他区の実況	（実施 8 区 未実施 11 区 不明 3 区） 実施のうち目黒・大田・江東区の3区は都制度のみ、杉並・世田谷・北・文京・台東の5区は荒川区と同じく都制度と新制度（国制度）がある。 未実施の11区は新制度（国制度）。不明のうち江戸川は独自の事業。		
議会質問状況（要旨）	30年2月会議 保育ママの人員拡大のため、働きやすい環境の整備 令和2年予特 待機児童解消が進む中での認証保育所・家庭福祉員のあり方について		

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-03-12		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	認証保育所助成事業費		部課名	子ども家庭部保育課	課長名	野村		
			担当者名	和田	内線	3845		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-12-01	認証保育所助成事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 13	（ 2001 ）	年度	根拠	荒川区認証保育所事業実施要綱及び運営費等補助要綱 等			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上					
目的	東京都が独自の設置基準をもって認証する「認証保育所」の運営費等を補助し、0歳児保育や13時間以上の開所など多様な保育ニーズに対応し、待機児童の解消を図る。							
対象者等	荒川区民（児童）を受け入れている、都の認証を受けた区内外の認証保育所事業者及び対象委託児童							
内容	・ 運営費（都補助） 年齢・定員毎の基本単価×受入児童数 ・ 乳幼児保育推進加算（区単独） 区内B型園で、4～8月の在籍児童数が、前年度3月在籍区内児童数を下回った場合にその児童数の差分の運営費補助を加算（一人当たり月額33,500円）する。 ・ H19年度から入園料（10,000円）・保育料 月額0歳児：13,000円・1,2歳児：12,000円・3歳児以降：11,000円を対象児童の保護者に補助。H24年度入園者より認可保育園保育料との差額を補助。 ・ H20年度から第3子以降の児童の保育料について月220時間までの分を全額補助 ・ H22年度から保育従事者の健康診断・腸内診断料につき経費の1/2を補助 ・ H25年度から児童1人につき1,000円の蔵書充実推進補助 ・ H25・26年度保育従事職員等処遇改善、H27年度から保育士等キャリアアップ、保育力強化事業補助 ・ H28年度から保育従事職員宿舍借上支援事業補助、H30年度から運営費における技能・経験に着目した加算、修繕費補助、児童の安全対策強化事業補助、R元年度からICT化推進事業補助							
経過	S49.2 じゃがいも共同保育所開園 H15.7 A型移行 H28.5末廃止 S52.4 かがや保育園開園 H14.4 B型移行 S54.4 カナリヤ保育園開園 H15.4 B型移行 H11.12 のびのび保育室開園 H14.4 B型移行 H15.4 コンビプラザ南千住保育園新設（A型） H28.4 認可化 H15.7 キッズガーデン保育園新設（B型） H16.4 なかよし保育園新設（B型） H17.4 花さと保育園新設（A型） H18.6 じゃんぐる保育園新設（A型） H20.3末廃止。 H18.9 あっぱる園新設（B型） H21.4 ワタナベ学園ハピートルム新設（A型） H23.3 こども園化 H22.3 ピノキオ幼児舎南千住園新設（A型） H28.4 認可化 H23.4 ぽけっとランド南千住新設（A型） H25.4 太陽の子わかば保育園新設（A型） H28.4 認可化 H27.10 M I R A T Z 東尾久保育園新設（A型） H28.6 みらく保育園新設（A型） H29.4 あぷりこっとナーサリー新設（A型） R元.10から幼児教育・保育の無償化が開始							
必要性	認証保育所は認可保育園と同様に保育需要に応じるため必要な施設であり、保育の充実や健全な保育所運営を補助する面から、この助成事業の必要性は高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 運営費補助金を月単位で支出。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値（8年度）
	①	区内認証保育所における荒川区児童の在籍率	83.83	76.61	73.75	74.05	81.45	延べ保育実施数／延べ保育定員
	②	区内認証保育所児童数月平均（荒川区児童）	207	189	182	183	201	延べ保育実施数／12
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
重点的に推進		重点的に推進	待機児童の解消を進めていくうえで重要な保育資源であり、重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額			707,766	593,195	652,814	606,804	677,788	741,692	651,806
決算額（3年度は見込み）			588,931	516,375	543,142	527,728	498,734	512,255	651,806
実績の推移	事項名（3年度は見込み）		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	延べ入園児童数（区内）		3,344	2,456	2,620	2,485	2,271	2,186	2,195
	延べ保育所定員（区内）		3,708	2,720	2,964	2,964	2,964	2,964	2,964
	認証保育所数（区外）		15	14	17	10	8	12	12
	延べ入園児童数（区外）		215	242	230	156	107	112	112
予算・決算の内訳									
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	印刷製本費	22	需用費	印刷製本費	0	需用費	印刷製本費	43	
負担金補助等	運営費補助等	498,712	負担金補助等	運営費補助等	512,255	負担金補助等	運営費補助等	651,763	

勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額	
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	9,414	7,101	▲ 2,313	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	22	0	▲ 22		国庫支出金	12,198	10,263	▲ 1,935
		維持補修費	0	0	0		都支出金	151,525	152,510	985
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	498,712	512,255	13,543		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	1	0	▲ 1
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	163,724	162,773	▲ 951
		賞与・退職給与引当金繰入額	878	1,087	209		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 345,302	▲ 357,670	▲ 12,368
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	509,026	520,443	11,417		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 345,302	▲ 357,670	▲ 12,368
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0			
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 345,302	▲ 357,670	▲ 12,368			

備考	行政費用のうち9割以上を認証保育所の運営費等補助金にあたる補助費等が占めている。 行政費用の補助費等の差額については、令和2年度は令和元年度に比べて、認証保育所に対する補助金が約2,490万円増加し、保護者に対する負担軽減補助金が約1,140万円減少したこと等による。
問題点	・ 認証保育所の社会的位置づけが必要不可欠な存在であることを踏まえ、ハード・ソフト両面での指導、支援体制を充実させる必要がある。 ・ 子ども子育て支援新制度実施に伴い、認証保育所の認可移行や今後のあり方について事業者の意向等も踏まえ、検討・支援する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、保育指導専門員による月1回の巡回指導を実施し、保育の安全性確保に向け取り組んでいく。	保育指導専門員による月1回の巡回指導に加え、保健所職員による感染症拡大防止のための巡回指導を実施し、保育の安全性の確保を図った。	引き続き、保育指導専門員による巡回指導を実施し、保育の安全性確保を図っていく。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会質問状況(要旨)	平成14年3定 駅前保育所の整備促進について 平成14年4定 未認可保育室への支援について 平成20年予特 じゃんぐる保育園関係の質問 平成25年3定 認証保育所への支援について 令和2年予特 待機児童解消が進む中での認証保育所・家庭福祉員のあり方について		

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-03-13		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	緊急一時保育事業費		部課名	子ども家庭部保育課	課長名	野村	
			担当者名	長谷川	内線	3827	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-13-01	緊急一時保育事業費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	昭和 53	（ 1978 ）	年度	根拠	荒川区緊急一時保育事業実施要綱		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	01	多様な子育て支援の展開				
目的	保護者の入院、出産、死亡等の一時的かつ緊急な場合に、保育を必要とする乳幼児を認可保育園、認証保育所で保育することにより保護者の育児に関する負担の軽減と不安の解消を図る。						
対象者等	緊急一時保育の対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす児童 ①区内在住又は区長が認めたもの（里帰り出産等） ②生後3か月以上就学前までの健康な児童 ③保育入所基準に適合するもの						
内容	【内容】 認可保育園及び認証保育所などの定員に空き枠がある場合に限り、原則として1か月（最長3か月）児童を保育する。 【保育時間】 午前9時～午後5時 ※ただし保育園が受入可能な場合、時間外保育を行う（別料金） 【費用】 保護者は区に対し保護者負担（保育料）を支払う。区は私立・公設民営保育園及び認証保育所に対し委託料を支払う。 ○保護者負担 区内に住所を有する児童 1,500円／日、時間外150円／30分 区外に住所を有する児童 2,500円／日、時間外150円／30分 ○委 託 料 0歳児 6,000円／日、1歳児以上 4,000円／日、時間外300円／30分						
経過	昭和53年度 事業開始 平成10年度 保護者が区外在住で、保護者の親が区内在住者の場合、保護者の出産又は保護者の親の病気のほか、保護者の死亡、失踪、入院等の事項を追加 平成27年度 子ども・子育て支援法施行等に伴い、原則の保育時間を午前9時～午後5時に変更 令和元年度 10月から幼児教育・保育の無償化が開始						
必要性	核家族化により、家族などによる支援が受けられない在宅子育て世帯に対し、必要不可欠な事業である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） ● 区立保育園 保育課申請受付－決定－入園 ● 私立保育園、公設民営保育園、認証保育所 保育課申請受付－決定－紹介						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	
	① 延べ利用日数	1,348	1084	550	1100	1000	
	② 受入園数	38	39	39	47	45	
	③						
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
3年度		4年度					
継続		継続	現状の内容で、支援が受けられない在宅子育て世帯に対し、支援を継続する。				

(単位：千円)

備考	行政費用のうち約6割を物件費が占めており、当事業の区負担分にあたる児童補助負担金である。 また、行政収入のその他は緊急一時保育料である。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症流行のため、利用希望者数が減少した。
問題点・課題	・通常の保育需要と緊急一時による保育需要が、年間を通じて保育園に空枠が少ない0～2歳に集中しており、保護者が希望する保育園を利用することが難しい。引き続き、受入園数を増やし、受入枠を増やす必要がある。 ・保育料滞納の対策をより強化する必要がある。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	新設保育園及び既存未契約保育園との契約締結により受入枠を拡大していくとともに、保育料滞納対策を強化していく。	保育料滞納対策として、電話や訪問による丁寧な案内を実施した。	新設保育園及び既存未契約保育園との契約締結により希望園の選択肢を拡大していくとともに、保育料滞納対策を強化していく。
②			
③			
他区の状況	(実施 21 区	未実施 1 区	不明 0 区)
議会(要旨)質問状況	平成26年予特 緊急一時保育の延長利用について		

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-03-14		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	一時保育事業		部課名	子ども家庭部保育課	課長名	野村	
			担当者名	田村	内線	3844	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-14-01	一時保育事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 17	（ 2005 ）	年度	根拠	荒川区一時保育事業等実施要綱、東京都一時保育事業等事業費補助要綱		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	01	多様な子育て支援の展開				
目的	児童福祉法第24条に定める保育の対象児童以外の児童を、区内の認可保育所において一時的に保育をすることにより、家庭における育児を支援し、もって児童及び保護者の福祉の増進を図ることを目的とする。						
対象者等	一時保育の対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす児童とする。 （1）区内に居住していること。（2）生後6か月以上から小学校就学前までの者であること。（3）健康であり、かつ集団保育が可能な者であること。						
内容	1 一時保育を受けることができる事由…保護者の冠婚葬祭出席、地域・学校等の行事参加、一時的な研修・講習への参加、育児疲れの解消等 2 実施施設 一時保育専用スペースを有する保育園13園及び通常保育の定員に空枠のある区立保育園9園 3 実施方法 （1）実施日 保育園の開所日 （2）利用限度 1世帯につき1月あたり10日以内 （3）保育時間 公設公営保育園 8時30分から17時まで 公設民営・私立保育園 9時から17時まで （4）費用 4時間以内2,000円、6時間以内3,000円、6時間超4,000円（23.8より） ※費用は、私立及び公設民営保育園は各園に支払い、区立直営園は区に納付する。 4 令和元年10月から開始された幼保無償化制度の対象事業であり、要件を満たせば保育料（給食費300円は対象外）が無償となる。						
経過	●専用室 ①区立第二東日暮里保育園（H19.7開設）、②私立上智厚生館保育園（H19.10開設）、③区立西日暮里保育園（H21.7開設）、④区立汐入こども園（H22.6開設）、⑤公設民営南千住保育園（H22.7開設）、⑥私立南千住駅前保育所（H23.10開設）、⑦公設民営南千住七丁目保育園（H24.10開設）、⑧私立にじの樹保育園（H26.4開設）、⑨私立町屋保育園（H27.4開設）、⑩私立東日暮里わんぱく保育園（H29.4開設）、⑪私立上智聖ローザ保育園（H30.6開設）、⑫私立聖華ひなた保育園（R3.4開設）、⑬区立西尾久保育園（R3.5開設） ●休止している園 ○私立至誠会第二保育園（H17.10開設、H29.3休止）、○公設民営はなみずき保育園（H18.2開設、H27.3閉鎖）、○公設民営タヤけこやけ保育園（H25.10開設、R2.4休止）、○私立子供の家愛育保育園（H25.4開設、R2.4休止） ●令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始						
必要性	在宅で育児をする保護者の心身のリフレッシュ等を図ることで、育児に伴う負担感を軽減し、安心して子育てができる環境を整備していく必要がある。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 私立保育園、公設民営保育園については補助金を支出（295,000円／月・園）						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	
	① 延べ利用者数（4時間以内）	1,384	1,053	608	717	1,500	
	② 延べ利用者数（4時間超）	4,678	4,202	2,000	2,152	7,000	
	③ 利用率（％）	42.2	31.8	22.6	16.3	60.0	延べ利用者数／延べ受入可能数
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度		4年度					
重点的に推進	重点的に推進		在宅育児家庭の負担を軽減し、児童虐待を防止する観点からも極めて重要である。				

(単位：千円)

備考	行政費用について、約50%が補助費等にあたる一時保育事業助成費が占めているが、R2に2園休止となったため減額となった。また、会計年度任用職員制度への移行により旧臨時職員に係る人件費の計上科目が給与関係費から物件費に変更されたため差額が生じた。行政収入のその他は区立保育園分の保育料収入を計上。
問題点・課題	・平成28年度から、1月当たりの利用限度を1世帯につき月10日までに拡大させたこともあり、今後も専用スペースでの実施園を拡大し、利用者の利便性向上を図る必要がある。 ・本事業実施園が、引き続き安定して事業を運営できるように、事業者と調整を行う。 ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に配慮して事業を実施していく必要がある。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	事業者と密に調整を行うことで、 受入体制を整え、需要に応じた事業 運営を行えるようにする。	事業者と密に連携をとり、新型コ ロナウイルス感染症拡大防止に十分 配慮しながら、受入体制を整えた。	事業者と連携して利用者の需要 に応じた事業実施を検討する。引 き続き、新型コロナウイルス感染 症拡大防止に十分配慮していく。
②			
③			
他 施 区 の 実 況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要旨)	平成16年四定 平成17年一定 令和2年予特	在宅で育児をしている家庭に対して、産後支援ヘルパー、一時保育、ショートステイ事業を実施すべき 子供を育てやすい環境を徹底的に整備すること（一時保育等の在宅育児支援の実施にあたっては自由に利用できるよう条件設定をすべき） 利便性の向上について	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-03-15		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	保育園安全見守り事業		部課名	子ども家庭部保育課		課長名	野村	
			担当者名	秋田		内線	3843	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-03-02	保育園安全見守り事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	なし			
終期設定	☒ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	04	犯罪をゆるさないまちづくりの推進					
目的	保育園の防犯上の不安を解消し、安全性を向上させるため、保育園及び周囲の安全点検、園児、保護者の降園に際しての安全確保を図るため、保育園に園児見守り確認推進員を各園に1名配置する。							
対象者等	平成31年4月	公立保育園12、公設民営保育園8、私立保育園37 計57か所						
	令和02年4月	公立保育園12、公設民営保育園8、私立保育園40 計60か所						
	令和03年4月	公立保育園12、公設民営保育園7、私立保育園44 計63か所						
内容	1 実施内容 園児見守り確認推進員を配置し、保育園内部及び周囲の安全点検、保育園児童及び保護者の帰宅に際して、安全確認を行う。 2 実施時間 おおむね17時から19時30分まで 3 支払い等 支払いは四半期ごとの概算払いとし、実績に基づき精算を行う。							
経過	平成18年度 事業開始							
必要性	保育園においては、11時間の開所を基本に延長保育実施園も拡大し、降園が夜遅くなることから、保育園の防犯上の不安を解消し、園児の安全を守るために必要な事業である。							
実施方法	(3委託) (直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員) 1 委託先 社団法人荒川区シルバー人材センター 2 委託料 複数単価契約 2,532円（2時間30分の場合 税抜）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	実施予定時間に対する実績比率(100%)	98	92	76	98	98	実施時間／実施予定時間×100
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
推進		推進		保育園児の安全確保のために継続して推進する。				

(単位：千円)

備考	行政費用の全てを見守り業務委託料等にあたる物件費が占めている。なお、行政費用の物件費の差額については、令和2年度は前年度と比べ新規開設園が増加したものの、新型コロナウイルス感染症による休園や登園自粛などの影響により、見守り確認業務の実施が減少したことにより生じたものである。
----	---

問	・保育園だけでなく、地域ぐるみの安全対策に向けた仕組みづくりができれば、更なる効果が得られる。 ・保育園見守り確認推進員が高齢のため、新型コロナウイルス感染症対策の強化を常に考慮する。
---	---

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、園児と保護者が安心感を持って降園できるよう、園や委託先をはじめ、地域との連携を密に図っていく。	保育園職員や委託先、見守り推進員との密な連絡を行い、園児と保護者が安心して降園できる環境づくりに努めた。	降園時の園児の道路への飛び出し抑制を中心に、引き続き園児と保護者が安心して降園できるよう、関係者との連携を深める。
②	見守り確認推進員が高齢なため、新型コロナウイルス感染症対策として推進員の体調についてシルバー人材センターとの連絡を密にする。	園の感染情報や推進員の体調について、センターと情報共有したことにより見守り推進員の感染のリスクを避けることができた。	前年に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を常時意識し、見守り推進員の体調管理について留意する。
③			

其他	(实施	0	区	未实施	22	区	不明	0	区)
----	-----	---	---	-----	----	---	----	---	----

区の実
施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-03-16		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	地域子育て交流サロン事業（保育課）		部課名	子ども家庭部保育課		課長名	野村	
			担当者名	車田		内線	3828	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-06-02	地域子育て交流サロン事業（保育課）						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 21	（ 2009 ）	年度	根拠	荒川区地域子育て交流サロン事業実施要綱			
終期設定	☒ 有	☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	乳幼児を育てている保護者や子ども同士の交流とつながりの場を提供し、在宅で子育てをしている保護者の育児不安や孤立化の解消を図る。							
対象者等	在宅で子育てをしている0歳から概ね3歳までの乳幼児とその保護者							
内容	●目的 ①すべての子育てをしている保護者同士の交流の場及び子どもの遊び場の提供 ②子育て家庭の保護者等に対する相談、助言等の援助 ③子育て家庭に対する育児に関する情報提供、地域子育てサークル及び子育てボランティアの育成・支援 ●実施場所（保育園設置型：8か所） ①熊野前保育園、②ドン・ボスコ保育園、③小台橋保育園、④汐入こども園、⑤南千住駅前保育所、 ⑥南千住七丁目保育園、⑦にじの森保育園、⑧日暮里保育園							
経過	・H6 ドン・ボスコ保育園で都ひろば要綱B型ひろば事業（現：子育てひろば事業一般型）開始 ・H17. 4 小台橋保育園に委託 ・H18. 2 はなみずき保育園に委託 ・H19. 4 東日暮里保育園に開設。 ・H20. 7 熊野前保育園 汐入こども園に開設 ・H22. 4 小台橋保育園をB型ひろば事業（現：子育てひろば事業一般型）に移行 ・H22. 7 南千住保育園に委託 ・H23. 10 南千住駅前保育所に委託 ・H24. 3 南千住保育園サロン閉室 ・H24. 10 南千住七丁目保育園に委託 ・H29. 3 はなみずき保育園サロン閉室 ・H29. 4 にじの森保育園に委託 ・H31. 3 東日暮里保育園サロン閉室 ・H31. 4 日暮里保育園に委託							
必要性	在宅で子育てをしている保護者の育児不安や孤立化の解消を図るために必要な事業である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） ドン・ボスコ、小台橋、南千住駅前、南千住七丁目、にじの森、日暮里保育園の各私立保育園は委託で実施。熊野前、汐入こども園の各公立保育園は会計年度任用職員により直営で実施。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値（8年度）
	①	地域子育て交流サロン設置数（保育園分）	8	8	8	8	10	保育園型分のみ（汐入こども園含む）
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
重点的に推進	重点的に推進	子育ての楽しさを共有するとともに、在宅育児家庭の育児不安や孤立化等の解消を図るため、また養育困難などで相談に訪れる保護者の相談先となるため、重点的に推進する。						

(単位：千円)

備考	行政費用のうち、約7割を子育て交流サロン事業の業務委託料を含む物件費が占めている。また、給与関係費と物件費については、会計年度任用職員制度への移行により、旧臨時職員に係る人件費の計上科目が変更されたことから、それぞれ差額が生じている。
問題点・課題	・利用者が安心して快適に育児を楽しめるよう、サロンの事業内容や施設設備について、運営事業者と連携しながら、適宜見直しを図る必要がある。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	委託先が、利用する乳幼児や保護者の需要に応じたサロン事業を運営できるよう、必要な連携と支援を行っていく。	委託先と新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じながら、サロン事業を適切に運営できるよう、連携を図った。	突発的な事態が生じた際にもサロンを適切に運営できるよう、委託先と連携を図っていく。
②			
③			

他 施 区 状 の 実 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	平成16年四定 子育て交流サロンを増設すべき

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-03-17		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	保育士奨学金事業		部課名	子ども家庭部保育課	課長名	野村		
			担当者名	田村	内線	3844		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-16-01	保育士奨学金事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 29	（ 2017 ）	年度	根拠	荒川区保育士等支援奨学金事業補助金交付要綱等			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	02 保育・幼児教育の環境整備と質の向上						
目的	【返済免除型】保育士養成施設に入学しようとする者で経済的理由により就学が困難なものに対し、入学資金を貸し付け、区内における保育士の養成及び確保を図る。 【返済支援型】区内の保育施設等に就職した者の奨学金返済費用の一部を補助することにより、就職後の経済支援を行い、保育人材の確保、定着及び離職防止を図る。							
対象者等	【返済免除型】区内に住所を有し、経済的理由により保育士養成施設への就学が困難な者 【返済支援型】奨学金を利用して保育士資格を取得し、区内の私立保育施設等に常勤の保育士として採用されている採用後5年未満の者							
内容	【返済免除型】 保育士を目指す者に、保育士養成施設の入学に必要な入学金等について、50万円を上限として貸付けることにより、進学を支援する。卒業後は区内の私立保育園等で5年間継続して常勤保育士として勤務することを条件に、返済を免除する。 【返済支援型】 区内の私立保育園等で勤務する保育士に対し、採用後5年間について、奨学金の返済を毎年20万円まで（ひとり親家庭等の場合には30万円まで）補助する。							
経過	平成29年4月 保育士支援奨学金事業（返済支援型）開始 平成29年7月 保育士奨学資金貸付事業（返済免除型）開始							
必要性	本事業の実施により、荒川区の保育施設等で長く就労できる保育士を確保することで、喫緊の課題である待機児童の解消に資するものであることから、必要性の高い事業である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 【返済免除型】対象者に対する貸付けを行い、条件を満たした者には返済を免除 【返済支援型】対象の保育士に対する補助事業							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）	
	① 返済免除型貸付実施数（人）	4	2	3	4	10		
	② 返済支援型補助実施数（人）	65	80	64	64	85		
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
重点的に推進		重点的に推進	保育士の確保・定着を図るため、重点的に推進する。					

(単位：千円)

備考	行政費用のうち約9割を保育士奨学資金の貸付けや補助金にあたる補助費等が占めている。 行政費用の補助費等の差額については、令和2年度は元年度と比べて、補助申請件数が減少したことによる。
問題点・課題	対象者に幅広く当該補助制度を知ってもらうため、保育施設や保育士養成施設等に協力を仰ぎ、効果的な周知方法を検討・実施していく必要がある。

問題点・課題の改善策									
令和2年度に取り組む 具体的な改善内容			令和2年度に実施した 改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	返済免除型について、元年度の周知方法を見直し、近隣の学校や保育施設に協力を仰いで周知を図り、申請者数を増やす。		区HP等により、周知を行った。			引き続き、保育人材の確保・定着のために、区HPや園長会を通じて積極的に制度の周知を行う。			
②	返済支援型について、引き続き、区内の私立保育園及び認証保育園に対し、周知を行う。		区内の私立保育園及び認証保育園の会議等を活用し、周知を行った。			引き続き、区内の保育施設等に対し積極的に周知を行う。			
③									
他区の実施状況	(実施 2 区)		(未実施 20 区)		(不明)		(0 区)		
	返済支援型については、足立区にて実施事例あり 平成30年度より品川区が返済支援型の補助事業を開始 返済免除型については、他区事例なし								
議会(要旨)	平成28年決特 奨学金に関する見解について								

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-03-18		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	その他認可外保育施設等事業費		部課名	子ども家庭部保育課		課長名	野村
			担当者名	長沢・森・和田		内線	3821・3827・3845
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-15-01	その他認可外保育施設等事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☒ 2年度） ☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業						
開始年度	令和 元（ 2019 ）年度	根拠	荒川区施設等利用費の支給及び認証保育所等保育料補助金交付要綱				
終期設定	☒ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等					
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上				
目的	令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化について、無償化対象施設である認可外保育施設等の利用者への利用料償還払（無償化対応）を実施し、保護者の経済的な負担軽減を図る。 令和2年7月から開始したベビーシッター利用支援事業について、その利用料の一部を補助し、保護者負担の軽減を図る。						
対象者等	【施設等利用費】認可外保育施設を利用し、「保育の必要性」の認定を受けた者。【認証保育所等保育料補助金】指導監督基準を満たす認可外保育施設を利用し、指数要件を満たす者。【ベビーシッター利用支援事業】都の定める要件を満たすベビーシッター事業者を利用した保護者。※いずれも区内在住者						
内容	【施設等利用費】 ・新2号認定者（3～5歳児クラス世帯）…月額37,000円 ・新3号認定者（0～2歳児クラス非課税世帯）…月額42,000円 【認証保育所等保育料補助金】※都が定める「監督基準」を満たす施設を利用している場合のみ対象。 ・新2号認定者…上記補助金の他に月額23,000円を上限に補助 ・新3号認定者…上記補助金の他に月額25,000円を上限に補助 ・0～2歳児クラス課税世帯…毎月初日に「荒川区保育実施基準」に規定する指数15以上の世帯であった場合、認可外保育施設等に支払った保育料と認可保育所に入所した場合の保育料との差額を補助（上限月額60,000円）。※本補助金は、上記【施設等利用費】に区が独自に上乗せして補助。 【ベビーシッター利用支援事業】 ・待機児童の保護者及び一時預かりを必要とする保護者に、その利用料等の一部を補助						
経過	令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始 従来の認証保育所等保育料補助金事業について、無償化償還払いの内容も網羅した事業スキームに変更 令和2年7月からベビーシッター利用支援事業開始						
必要性	保護者の経済的な負担軽減を図るため、本事業は必要性の高い事業である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 対象者に施設等利用費及び認証保育等保育料補助金を支給する。						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	
	① 施設等利用費対象者（人）		43	106	106	108	
	② 認証保育所等保育料補助対象者（人）		43	76	76	108	
③ ベビーシッター利用支援事業利用者数（人）			25	52	92		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
3年度		4年度					
重点的に推進	重点的に推進		待機児童の解消や、認可外保育施設等を利用する保護者の経済的負担軽減を図るため、重点的に推進する。				

(単位：千円)

備考	行政費用の約9割が認可外保育所に児童が在籍する保護者に対する負担軽減補助金にあたる補助費等が占める。そのうち約1,090万円が無償化に伴い増加した認可外保育所保護者負担軽減補助金の増加額であり、約110万円が令和2年度から開始したベビーシッター利用支援事業に係る保護者負担軽減補助金である。
質問	【施設等利用費】補助金の申請受付に際して、申請受付業務や交付手続を滞りなく進められるよう準備を進めていく。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	今後実施する補助金の申請受付業務や交付手続において、課題等が生じた際は、迅速に対応するよう努める。	業務を行うに当たり、感染防止対策等生じた課題については、速やかに関係部署との協議等を行い、対応及び情報の共有化を行った。	引き続き、補助金の申請受付業務や交付手続において、課題等が生じた際は、迅速に対応を行う。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会の要旨			